

2 加東市の気候・降水量

気象庁の統計によると、西脇地点の1980（S55）年から2020（R2）年の40年間の平均降水量は、1,464 mmとなっています。

日平均気温の1980（S55）年から2020（R2）年の40年間の平均値は14.4℃、年最高気温の1980（S55）年から2020（R2）年の40年間の平均値は35.9℃となっており、近年上昇傾向にあります。

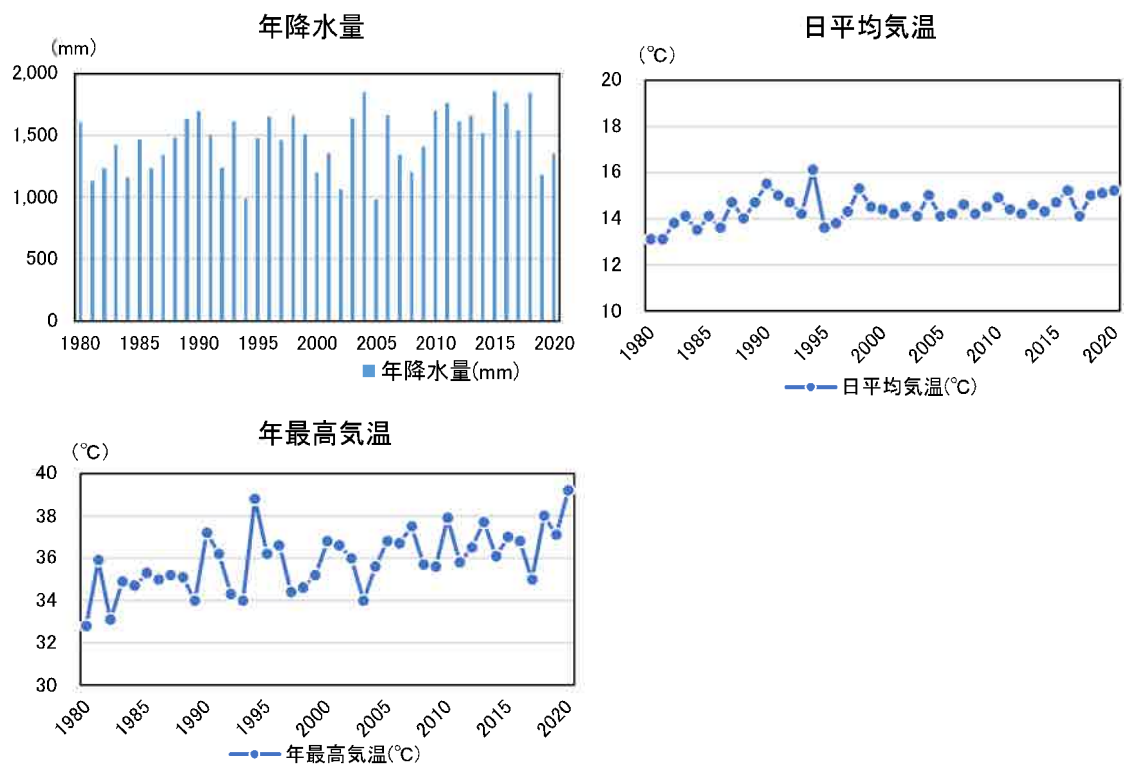


図 西脇地点の気象観測データ（気象庁）

3 加東市の人口、世帯数

本市の人口は、2000（H12）年にピークを迎え、その後一時減少しましたが、2010（H22）年から再度増加傾向に転じました。2020（R2）年時点の総人口はピーク時とほぼ同規模の40,645人となっています。

また、総人口の増加率は1990（H2）年以降の1.00以上を維持しており、その増加率を周辺市町や兵庫県と比較すると、本市は2020（R2）年時点で一番高い値となっています。

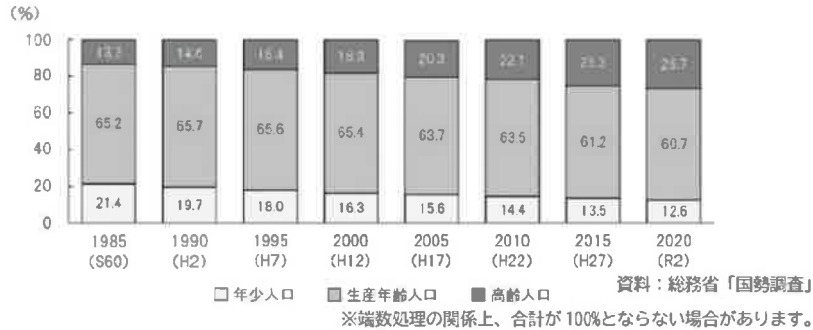
年齢3区分別人口の内訳をみると、高齢人口（65歳以上）が増加している一方、年少人口（0歳から14歳まで）及び生産年齢人口（15歳から64歳まで）が減少傾向にあります。また、高齢化率（高齢人口が総人口に占める割合）も上昇傾向にあり、2020（R2）年時点で26.7%となっています。

また、2020（R2）年の年齢3区分別人口割合を周辺市町や兵庫県と比較すると、生産年齢人口の割合は最も高く、高齢化率は最も低くなっています。年少人口においても、兵庫県を上回り、周辺市町の中でも2番目に高くなっています。

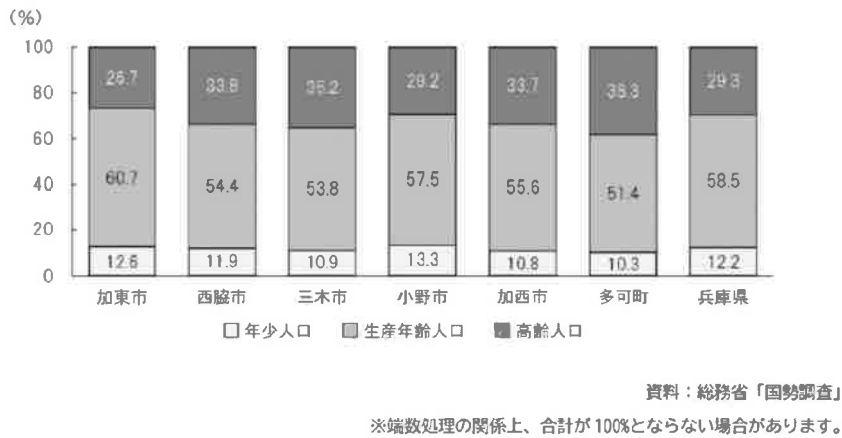


【参照資料】加東市人口ビジョン（令和4年度改訂版）

■年齢3区分別人口割合の推移



■年齢3区分別人口割合の比較（周辺市町・兵庫県との比較、2020（R2）年）



【参照資料】加東市人口ビジョン（令和4年度改訂版）

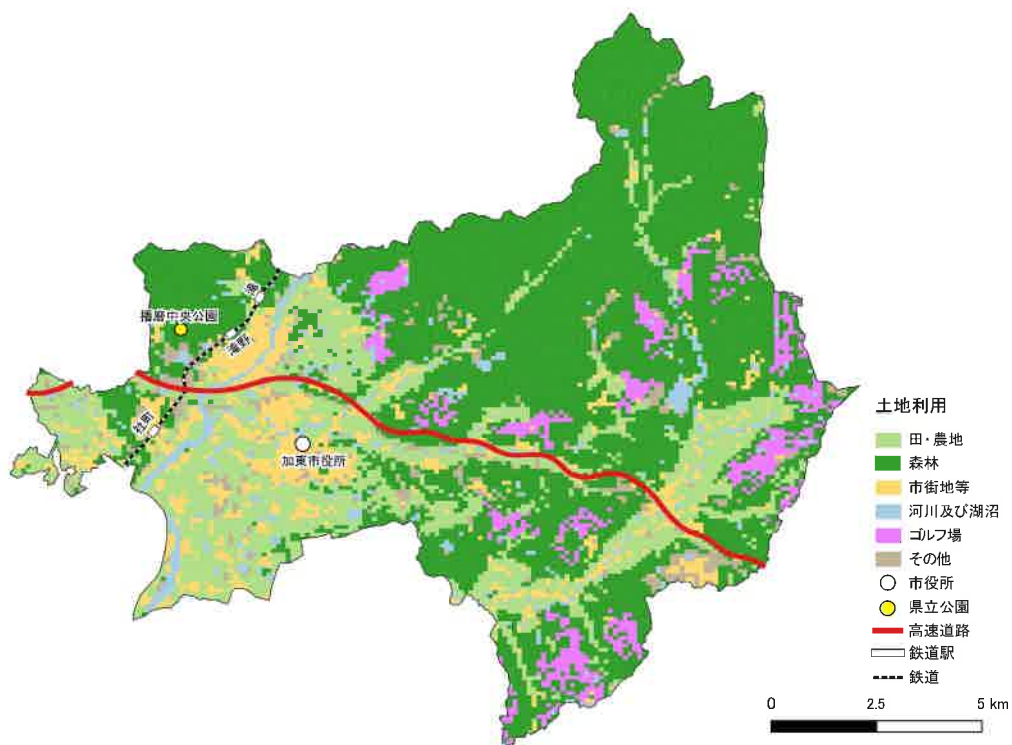
4 加東市の土地利用・都市基盤の状況

本市の東部地域は森林が多く残され、ゴルフ場や河川及び湖沼なども多くみられます。西部地域は市街地等が多く存在しています。

本市の中央部には、東西方向に国土幹線である中国自動車道が位置し、ひょうご東条インターチェンジと滝野社インターチェンジにより阪神地域と直結しています。

また、市の南北には兵庫県の幹線道路である国道 175 号や国道 372 号があり、物流の拠点となっています。

市西部には南北に JR 加古川線が通っており、山陽本線加古川駅と結ばれ、通勤・通学に活用されています。



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュデータ 平成 28 年度～」

図 加東市内の土地利用

5 加東市の環境に関する現状

(1) 廃棄物分野

①ごみ総排出量等の推移

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までのごみ総排出量等の推移は以下の表のようになっています。

表 ごみ総排出量等

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
ごみ総排出量	10,634 t	11,027 t	10,759 t	10,996 t	10,573 t	10,836 t	10,938 t	10,490 t	10,051 t
ごみ総排出量 対基準年度比	基準年度	3.7%	1.2%	3.4%	△0.6%	1.1%	2.9%	△1.4%	△5.5%
資源化ごみ量	1,490 t	1,442 t	1,449 t	1,427 t	1,203t	1,217t	1,367t	1,277t	1,165t
リサイクル率	14.0%	13.1%	13.5%	13.0%	11.4%	11.2%	12.5%	12.2%	11.6%

（加東市資料）

※減量化率は基準年度比

※2024（R6）年度は推計値

ごみ総排出量は、2019（R1）年までは増加傾向となっていますが、2023（R5）年以降は減少傾向となっています。2023（R5）年度の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は 431g/人・日となっており、2011（H23）年度から 2023（R5）年度までの 13 年連続で、県下で一番少ないまちとなっています。

資源化ごみ量、リサイクル率は、2016（H28）年以降、減少傾向にあります。要因としては、電子媒体の普及により雑誌等の紙媒体を購入する人が減ったことやリサイクル業者が設置している無料回収ボックスの利用が増えていることが考えられます。

②集団回収量の推移

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの、集団回収量及び集団回収実施回数
の推移は、下図のようになっています。

集団回収の実施回数及び回収量は、新型コロナウイルス感染症により、2020（R2）
年度から 2021（R3）年度にかけ減少しています。また、小中一貫校の建設に伴い実
施回数が減少となっており、2016（H28）年の 56 回 798 t に対して、2024（R6）
年では 40 回 536t に減少しています。



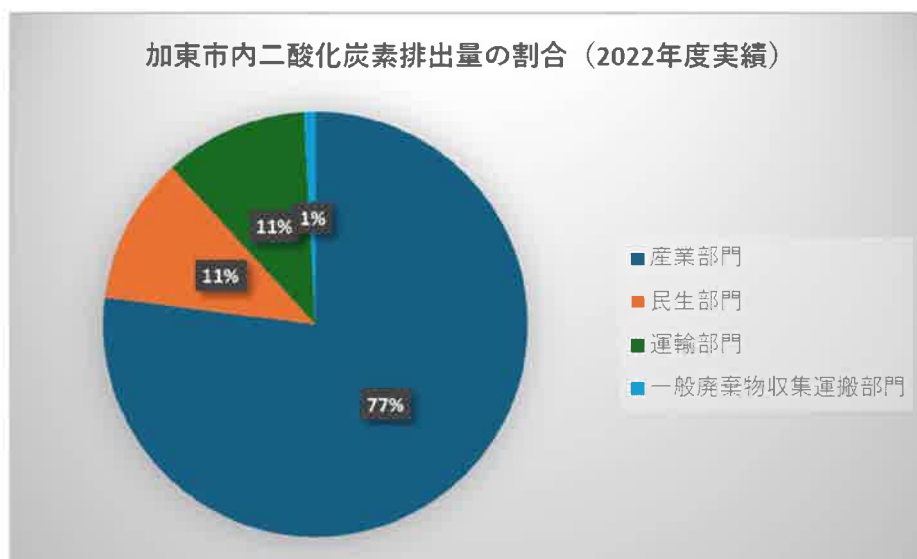
図 集団回収による回収実績及び集団回収の回数

（加東市資料）
※2024（R6）年度は推計値

(2) 地球環境分野

① 市内二酸化炭素排出量

2022（R4）年度の本市の二酸化炭素排出量の現況は下図のようになっています。二酸化炭素排出量のうち、産業部門（製造業等）が77%を占めており、民生部門（業務・家庭）と運輸部門（旅客自動車・貨物自動車等）がそれぞれ11%を占めています。



（環境省資料）

②省エネ・創エネ・蓄エネ設備設置補助件数の推移

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの、市内家庭への省エネ・創エネ・蓄エネ設備設置の補助件数は、下表のようになっています。

表 省エネ・創エネ・蓄エネ設備設置補助件数（累計）

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
設備設置補助件数*	528 件	586 件	638 件	688 件	739 件	857 件	968 件	1,085 件	1,202 件

（加東市資料）

※加東市エコハウス設備設置補助金の補助件数

市内の住宅用太陽光発電設備の設置件数が安定してきたため、2016（H28）年度から住宅の環境性能の向上を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅環境設備設置数に取組目標を変更しました。

2024（R6）年度の設置件数は、117件で累計1,202件となっています。設置設備の内訳は、窓・ガラス交換12件、エコキュート74件、エコジョーズ1件、蓄電池13件、太陽光発電設備13件、HEMS 機器4件でした。

(3) 自然環境分野

①加東市の植生

市東部には、「モチツツジ-アカマツ群集」が広い面積にみられるほか、「アベマキ-コナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」などが分布しています。

市東部は、「ゴルフ場・芝地」が比較的広い範囲に分布することが特徴として挙げられ、市西部では「水田雑草群落」が分布しています。また、市域全体に、「開放水域」(ため池や河川) が点在しています。

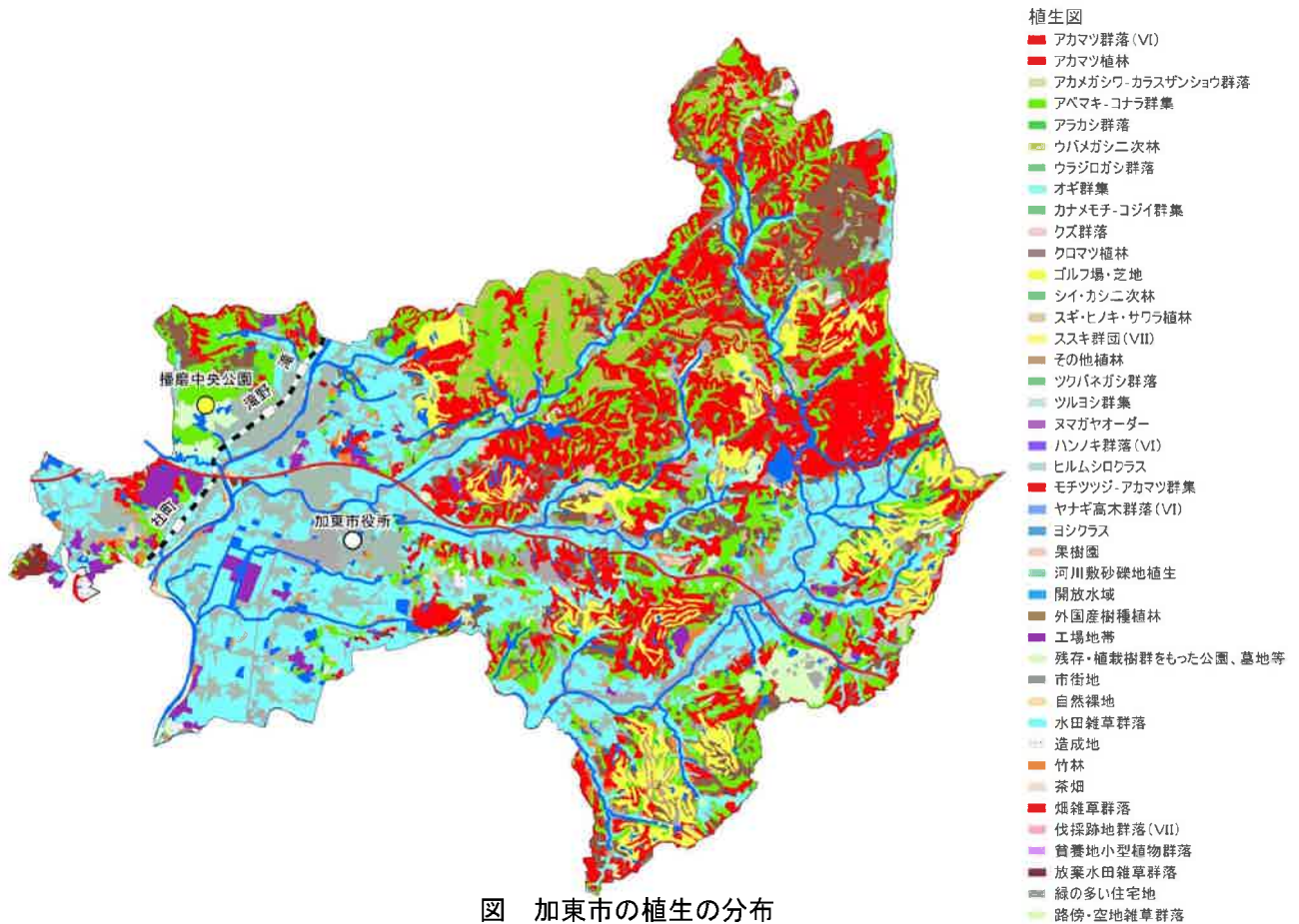


図 加東市の植生の分布
(環境省「第6-7回 自然環境保全基礎調査(1999-2012年/2013年~)」)

②遊休農地の状況

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの遊休農地面積の推移は、以下の表のようになっています。

表 遊休農地面積の推移

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
遊休農地の面積	9.9ha	11.1ha	15.6ha	10.2ha	8.8ha	9.0ha	11.0ha	10.6ha	9.6ha

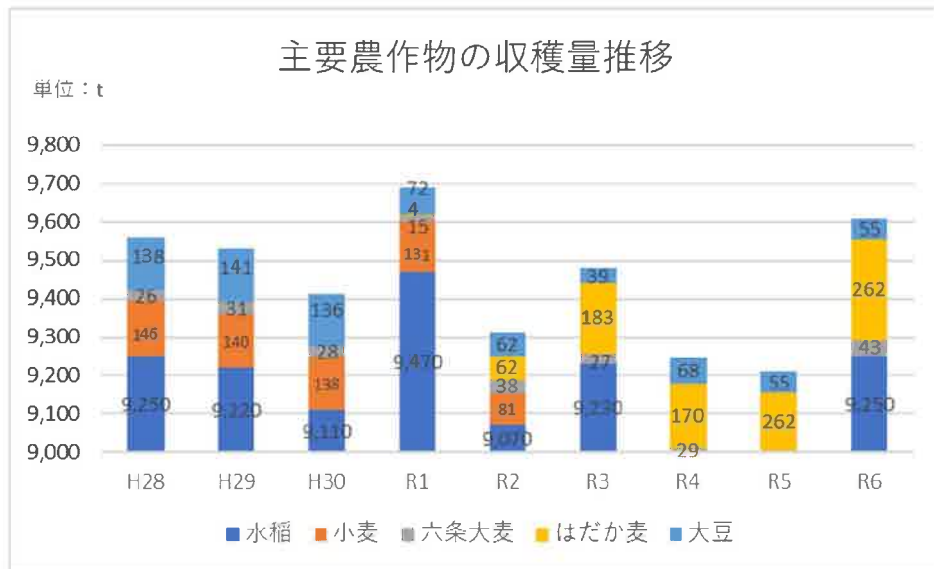
（加東市資料）

遊休農地の発生には、農業従事者の高齢化や後継者不足が影響しています。

③市内農業生産の状況

本市の主要な農作物は水稲であり、2024（R6）年度の収穫量は 9,250 t となっています。

主要農作物の収穫量は増減を繰り返しており、明確な傾向は確認できませんが、年間 9,200 t 以上の農作物を収穫しています。

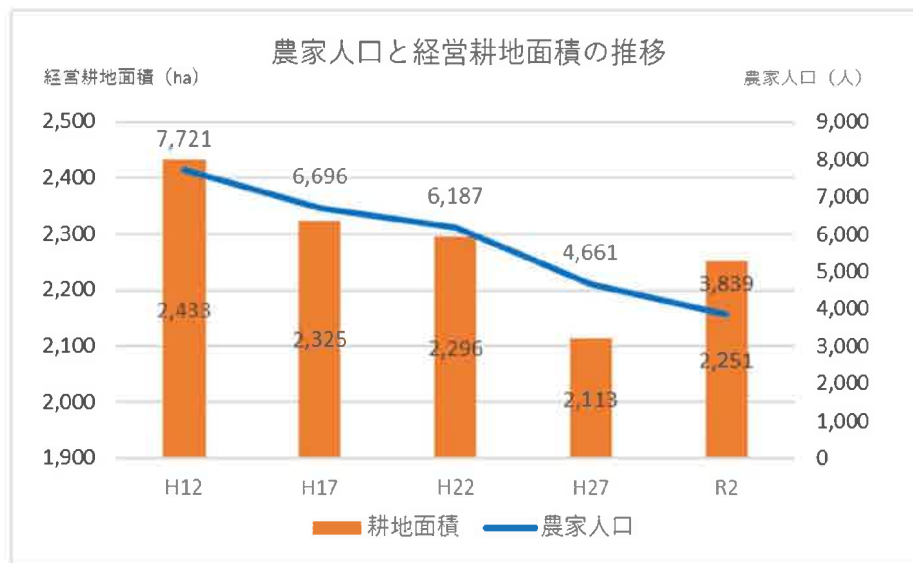


（加東市統計書）

④市内農家数（販売農家のみ）と経営耕地面積の推移

市内の販売農家人口は2000（H12）年以降、減少傾向にあります。

経営耕地面積も2000（H12）年の2,433haから2015（H27）年の2,113haまで減少していましたが、2020（R2）年には2,251haとなり、138ha増加しています。



（加東市統計書）

⑤公共水域等水質検査結果の推移

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの公共水域等水質検査結果の推移は、下表のようになっています。

表 公共水域等水質検査結果の推移

取り組み内容		基準値	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	
公共水域等水質検査（平均）	河川	BOD	3mg/l 以下	1.0 mg/l	1.3 mg/l	1.4 mg/l	1.2 mg/l	1.2 mg/l	1.0 mg/l	2.0 mg/l	1.4 mg/l	1.2 mg/l
		大腸菌 群数 (※1)	5,000 MPN /100ml 以下 (※2)	41,903 MPN /100ml	739 MPN /100ml	8,089 MPN /100ml	2,003 MPN /100ml	5,616 MPN /100ml	5,221 MPN /100ml	443 CFU /100ml	1,051 CFU /100ml	159 CFU /100ml
		T-P	0.1 mg/l 以下	0.14 mg/l	0.13 mg/l	0.12 mg/l	0.11 mg/l	0.06 mg/l	0.05 mg/l	0.07 mg/l	0.06 mg/l	0.09 mg/l
		T-N	1.0 mg/l 以下	0.63 mg/l	0.63 mg/l	0.65 mg/l	0.63 mg/l	0.65 mg/l	0.51 mg/l	0.66 mg/l	0.59 mg/l	0.66 mg/l
	ため池	COD	8mg/l 以下	7.6 mg/l	7.2 mg/l	8.3 mg/l	6.7 mg/l	7.4 mg/l	7.0 mg/l	8.7 mg/l	8.5 mg/l	7.5 mg/l
		T-P	0.1 mg/l 以下	0.090 mg/l	0.080 mg/l	0.080 mg/l	0.060 mg/l	0.070 mg/l	0.040 mg/l	0.040 mg/l	0.040 mg/l	0.050 mg/l
		T-N	1.0 mg/l 以下	0.63 mg/l	0.63 mg/l	0.72 mg/l	0.56 mg/l	0.063 mg/l	0.063 mg/l	0.063 mg/l	0.57 mg/l	0.62 mg/l

（加東市資料）

（※1）2022（R4）年度以降は、大腸菌数に取り組み内容が変更となりました。

（※2）2022（R4）年度以降は、1,000CFU/100ml に基準値が変更となりました。

河川、ため池ともに全体的にひどい汚れや異臭などは見られず、概ね安定した状況です。夏季に一部のため池でやや水質悪化する池が見られますが、自然要因（植物性プランクトン）による一過性の現象と考えられます。

⑥有害鳥獣・特定外来生物対策

本市では有害鳥獣・特定外来生物による農産物等への被害が増加傾向となっています。

2011（H23）年度から国や市の補助を活用し、2024（R6）年度までに防護柵を計148,144m施工しています。

有害鳥獣・特定外来生物の捕獲数は2016（H28）年から2024（R6）年で合計376頭（羽）となっています。なお、2024（R6）年度からアライグマ等緊急捕獲対策協力金制度を開始しました。

表 防護柵施工延長

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
防護柵施工延長 (単年)	39,624 m	62,641 m	92,156 m	103,617 m	118,803 m	118,721 m	135,642 m	144,011 m	148,144 m

(加東市資料)

表 有害鳥獣・特定外来生物の捕獲数

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
有害鳥獣	66頭	54頭	49頭	36頭	54頭	71頭	21頭	5頭	20頭
特定外来生物	349頭	230頭	298頭	310頭	405頭	424頭	513頭	380頭	760頭

(加東市資料)

(4) 生活環境分野

①自動車騒音常時監視結果

2016（H28）年度から2024（R6）年度までの自動車騒音常時監視結果は、下表のようになっています。

表 自動車騒音常時監視結果基準値達成率

路線	年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
県道564号厚利社線 県道567号東古瀬橋積線		99.0%	-	-	-	-	99.5%	-	-	-
中国自動車道 一般国道175号		-	99.6%	-	-	-	-	90.5%	-	-
一般国道372号		-	-	94.1%	-	-	-	-	97.4%	-
県道17号西脇三田線		-	-	-	98.9%	-	-	-	-	99.9%
県道75号小野藪本線 県道144号西脇口吉川神戸線 県道349号市場多井田線 県道371号高岡北条線		-	-	-	-	100.0%	-	-	-	-

（加東市資料）

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内における主要幹線道路を対象に自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを用いて対象路線の評価を実施しています。

2024（R6）年度は県道17号西脇三田線について調査し、評価対象住宅738戸のうち99.9%にあたる737戸が昼夜とも環境基準を達している結果となりました。

②公害苦情処理件数等

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの公害苦情処理件数は、下表のようになっています。

表 公害苦情処理件数

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
公害苦情処理件数	94 件	68 件	96 件	87 件	85 件	94 件	99 件	118 件	105 件

（加東市資料）

公害に関する苦情件数は増加傾向となっています。2024（R6）年度の内訳をみると、不法投棄 47 件、土地管理 10 件、動物 2 件、騒音 8 件、野外焼却 4 件、悪臭 34 件、となっています。

なお、クリーンキャンペーンにおいて、19 件の不法投棄が発見されており、投棄物は地区（自治会）や警察の立会いのもと、撤去・処分しています。

③緑化、まち並みづくり

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの、グリーンカーテンフォトコンテスト出展数の推移は、下表のようになっています。

表 グリーンカーテンフォトコンテスト出展数

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
グリーンカーテンフォトコンテスト出展数	37 枚	59 枚	67 枚	54 枚	52 枚	64 枚	61 枚	47 枚	37 枚

（加東市資料）

加東エコ隊が実施するフォトコンテストの出展数は 2021（R3）年以降、減少傾向にありますが、グリーンカーテンの普及と市民の環境意識の高揚につながっています。

(5) 協働の推進・環境学習分野

①市民・事業者・行政等の意識醸成、普及啓発の推進

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの環境に関する講演会等の開催回数は下表のようになっています。

表 環境に関する講演会等の開催回数

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
環境に関する講演会、イベント等の開催回数	16回	15回	13回	14回	13回	9回	11回	12回	13回
環境に関する広報等、情報発信回数	20回	34回	35回	27回	21回	19回	22回	35回	43回

(加東市資料)

(環境に関する講演会、イベント等の開催回数)

かとう自然がっこうや、ごみ減量・リサイクル懇談会など、市民や事業者が参加できるイベント等を年間10回程度開催し、市民の環境意識の向上を図っています。

(環境に関する広報等、情報発信回数)

ごみの減量化や資源物拠点回収のお知らせ、加東市役所地球温暖化対策実行計画の取組結果の報告など、広報紙やケーブルテレビ、ホームページを活用し、市民や事業者へ情報を発信しています。

②環境学習の推進状況

2016（H28）年度から2024（R6）年度までの環境学習に関する取組状況は、下表のようになっています。

表 環境学習に関する取組状況

取組み内容	2016 （H28） 年度	2017 （H29） 年度	2018 （H30） 年度	2019 （R1） 年度	2020 （R2） 年度	2021 （R3） 年度	2022 （R4） 年度	2023 （R5） 年度	2024 （R6） 年度
出前講座参加者数	623人	350人	286人	274人	60人	118人	223人	106人	175人
ごみ学習会開催回数	96回	95回	91回	89回	6回	2回	3回	79回	74回

（加東市資料）

（環境学習実施校数）

2011（H23）年度以降、毎年12校で環境学習を実施しており、平池公園の水生植物やため池と東条川疏水、県立やしろの森公園での環境保全活動など、地域の特色を活かした環境学習などに取り組んでいます。

（環境イベント、環境学習等への参加者数）

実施したイベントや学習会等は、広報やケーブルテレビ等で情報発信し、環境活動の普及啓発に努めています。

2. 加東市の市民等の環境意識

(1) アンケート調査概要（中間見直し時）

第2次加東市環境基本計画中間見直しに係るアンケート結果

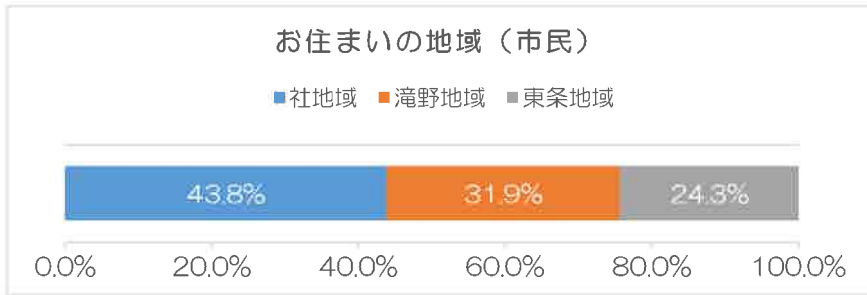
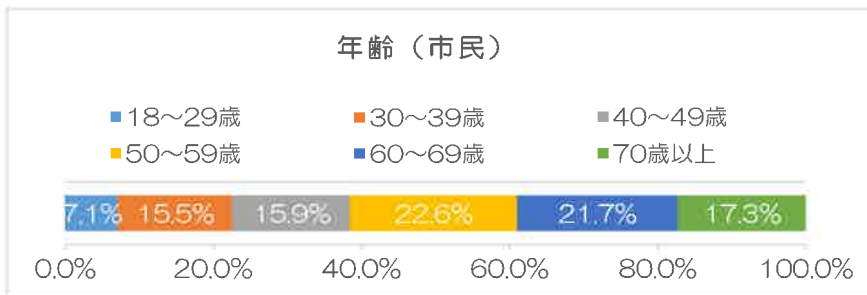
【アンケート実施手法】

	調査手法	実施期間
市民	住民基本台帳に基づき、無作為に抽出した18歳以上の市民1,500人を対象に、郵送により調査を実施	令和7年8月29日 ～令和7年9月24日
小学5年生	市内の市立小学校および兵庫教育大学附属小学校の5年生を対象に、調査票を各校へ配布し、調査を実施	令和7年6月13日 ～令和7年7月18日
8年生及び 中学2年生	市内の市立小中一貫校、市立中学校および兵庫教育大学附属中学校の2年生を対象に、調査票を各校へ配布し、調査を実施	令和7年6月13日 ～令和7年7月18日
事業者	無作為に抽出した市内の事業者150事業者を対象に、郵送により調査を実施	令和7年8月27日 ～令和7年9月22日

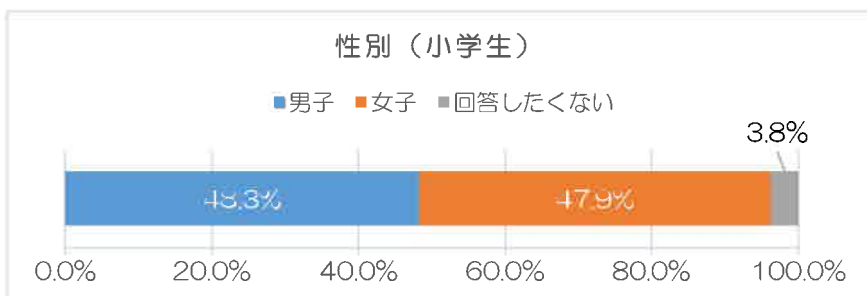
【配布・回収数】

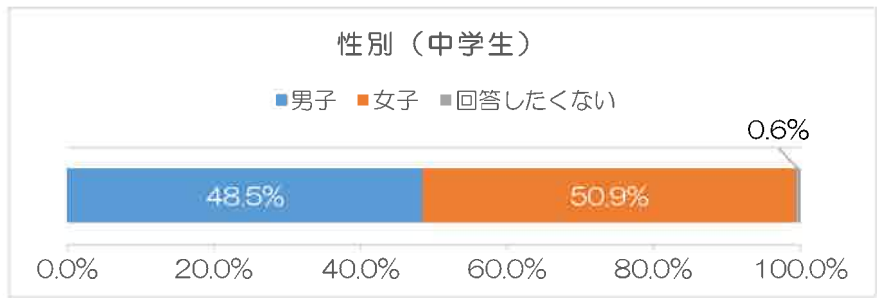
	配布数	回収数	回収率
市民	1500	226	15.1%
小学5年生	356	290	81.5%
8年生および 中学2年生	360	163	45.3%
事業者	150	39	26.0%

【市民アンケートにおける回答者属性】

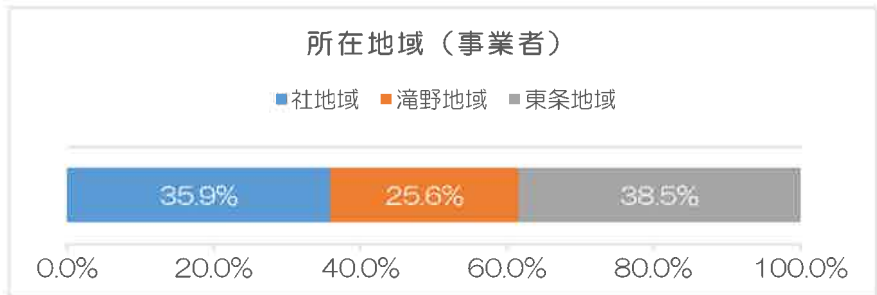
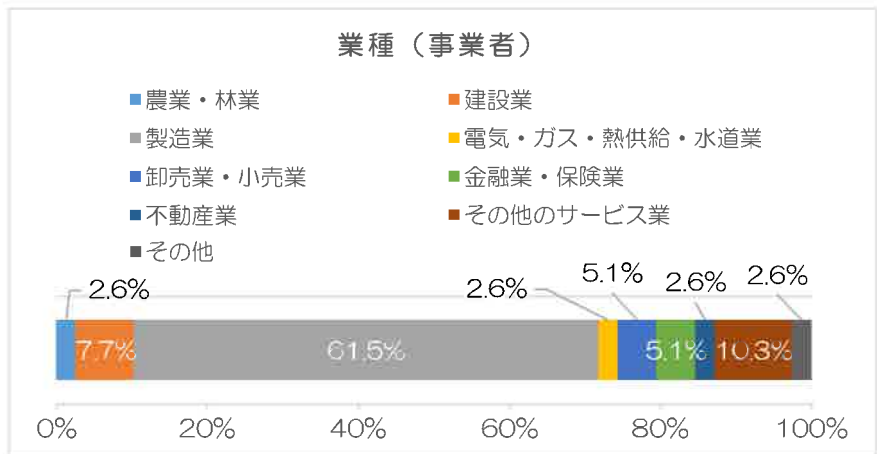


【小中学生アンケートにおける回答者属性】





【事業者アンケートにおける回答者属性】



1 廃棄物分野

【市民アンケート】

市民アンケートで日頃から行っている、または気を付けている取組について問うたところ、「日用品の購入時に詰め替え用を買うなど、ごみを減らすように心がけている」についてと答える割合は64.2%（前回57.5%）、「資源ごみ回収やリサイクル活動に努めている」と答える割合は58.8%（前回53.0%）であり、変わらず市民のごみ減量の取組意識は高いことがうかがえます。

一方で、「紙コップや紙皿など、使い捨て商品は買わないようにしている」と答える割合は48.2%（前回39.4%）、「電化製品や家具などは、壊れたら修理して長く使うようにしている」と答える割合は34.5%（前回28.6%）となりました。

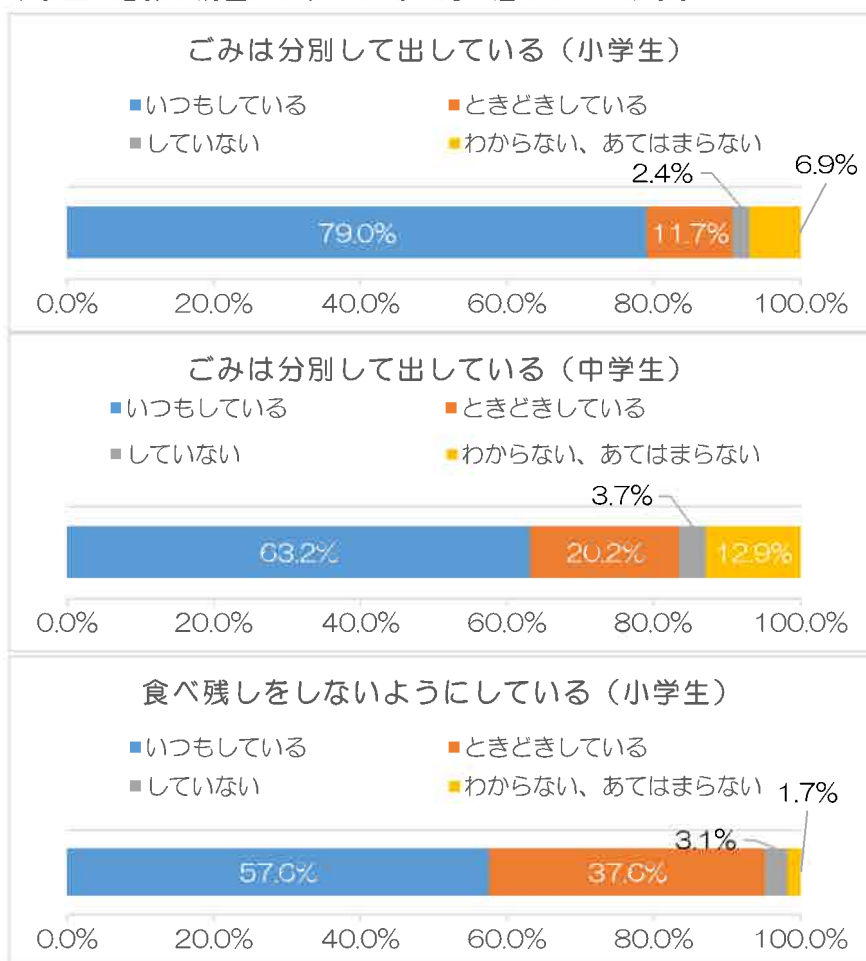
前回からごみ削減意識がさらに向上していることがうかがえます。

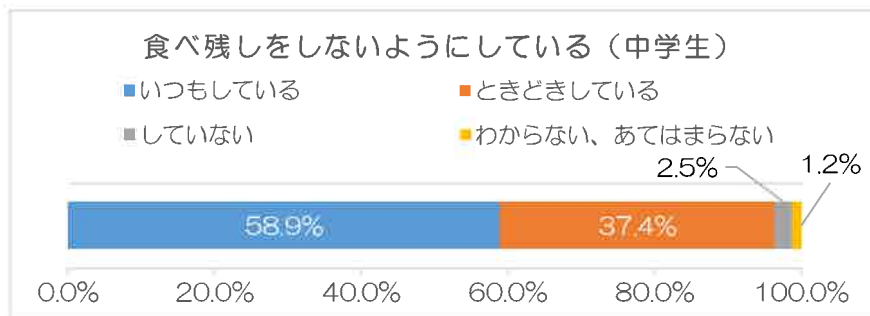




【小中学生アンケート】

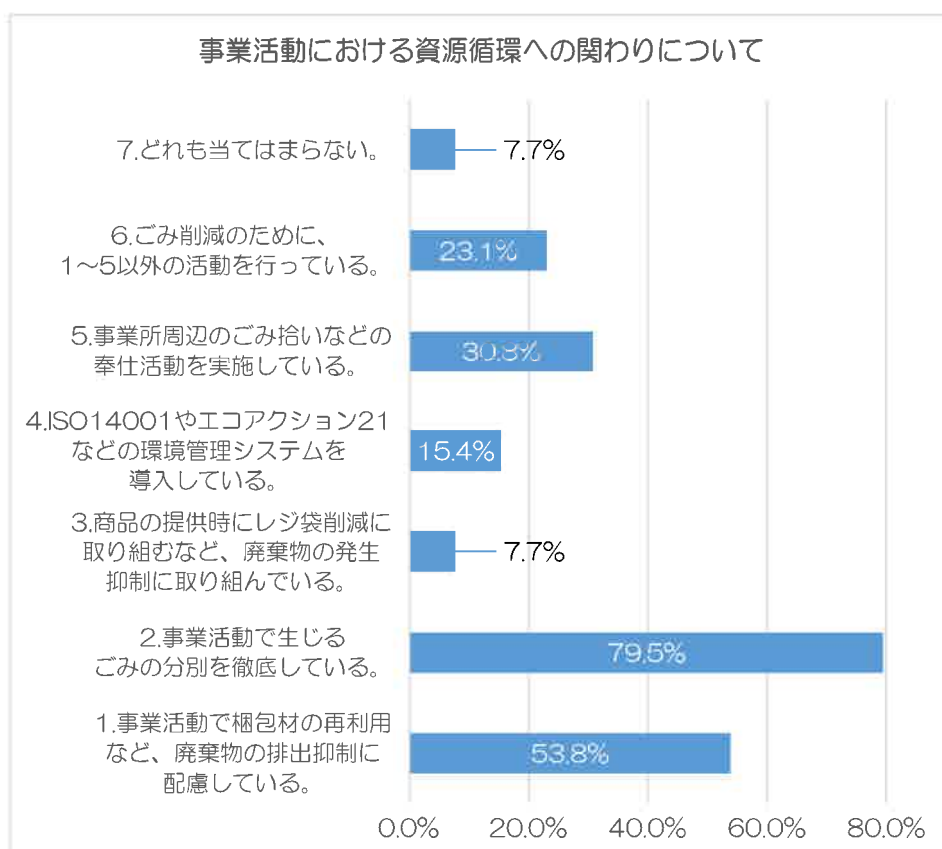
小中学生へのアンケートでは、「ごみは分別して出している」かを問うたところ、「いつもしている」と答える割合は、小学生で 79.0%（前回 70.0%）、中学生で 63.2%（前回 73.7%）となっており、高い意識がうかがえます。また、「食べ残しをしないようにしている」かを問うたところ、「いつもしている」と答える割合は、小学生で 57.6%（前回 55.4%）、中学生で 58.9%（前回 64.3%）となっており、高い意識がうかがえますが、中学生の意識が前回アンケート時に比べ低下しています。





【事業者アンケート】

事業者へのアンケートでは、「事業活動における資源循環への関わりについて」問うたところ、「事業活動で生じるごみの分別を徹底している。」と答える割合は、79.5%（前回 75.8%）となっており、最も多く回答がありました。事業活動で生じるごみについても分別する高い意識がうかがえます。また、「事業所周辺のごみ拾いなどの奉仕活動を実施している。」と答える割合は 30.8%（前回 5.5%）と前回から大きく増えています。しかし、「ISO14001 やエコアクション 21 などの環境管理システムを導入している。」と答える割合は 15.4%（前回 26.4%）と前回アンケート結果から減少しています。

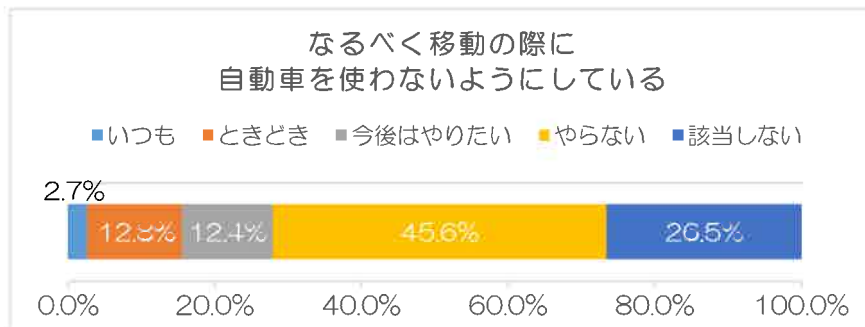
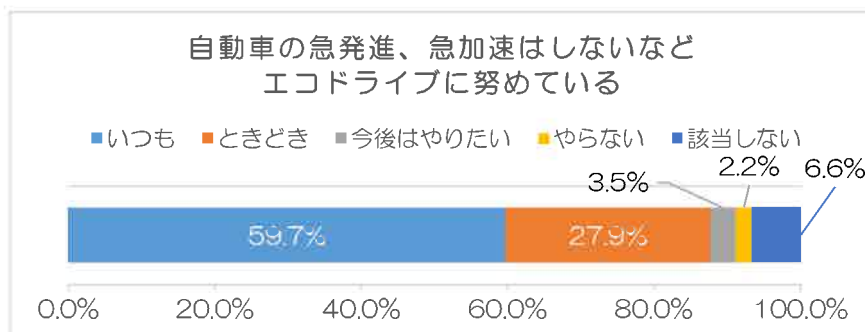


2 地球環境分野

【市民アンケート】

市民アンケートで日頃から行っている、または気を付けている取組について問うたところ、「自動車の空ふかし、急発進、急加速はしないなど、エコドライブに努めている」と答える割合は59.7%（前回59.2%）でしたが、「部屋の温度は冷房時28℃、暖房時20℃を越えないようにしている」と答える割合は32.3%（前回34.2%）と前回に比べ若干減少しました。

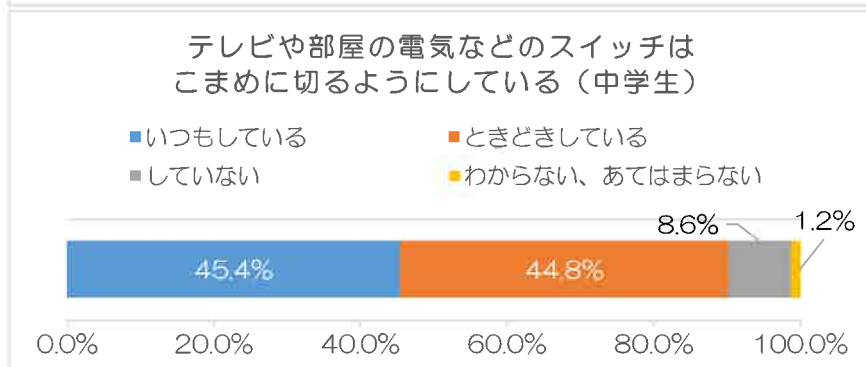
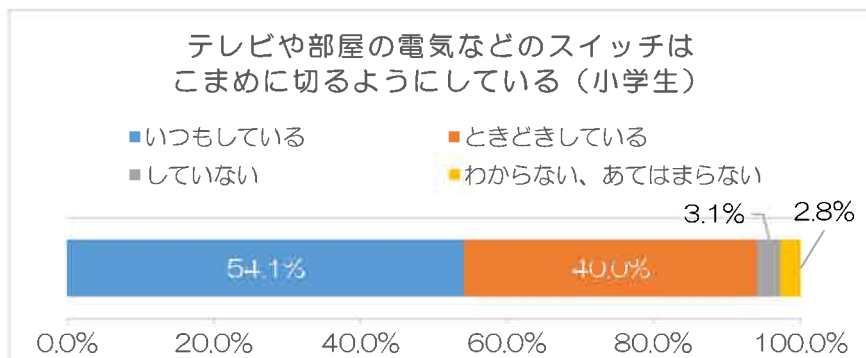
一方、「なるべく移動の際に自動車を使わないようにしている」と答える割合は、2.7%（前回4.7%）、「電車・バスなどの公共交通機関を利用するよう心掛けている」と答える割合は3.1%（前回4.9%）となっており前回より減少しました。公共交通網の発達が十分ではない本市の特性による結果となっています。





【小中学生アンケート】

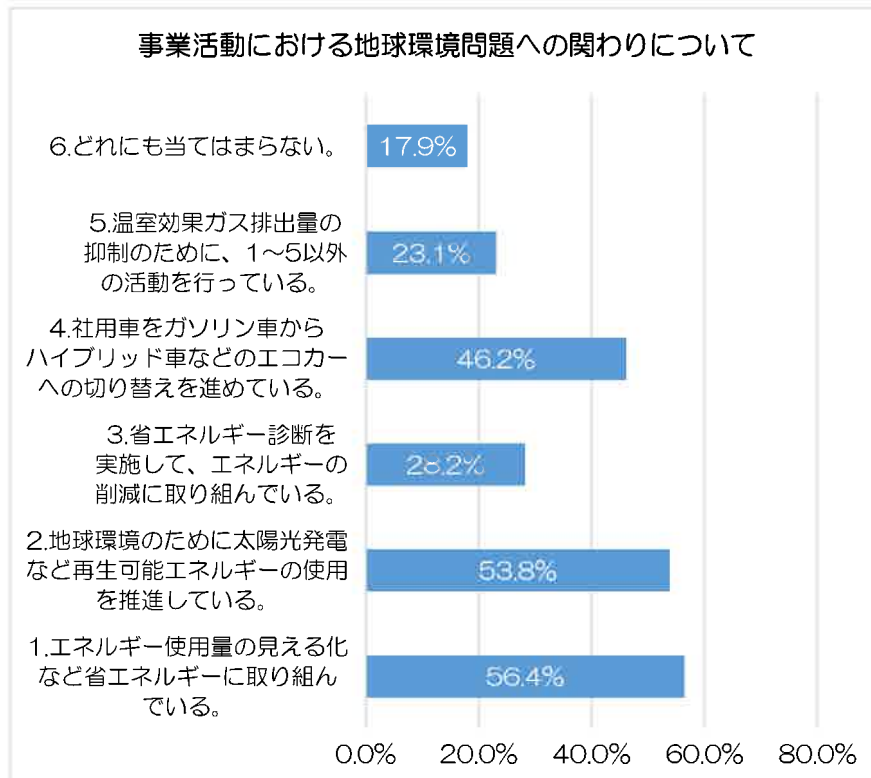
小中学生アンケートでは、「テレビや部屋の電気などのスイッチはこまめに切るようにしている」と答える割合は、小学生で54.1%（前回47.0%）、中学生で45.4%（前回48.2%）となっています。



【事業者アンケート】

事業者アンケートで事業者での環境問題への関りについて問うたところ、「エネルギーの見える化など、省エネルギーに取り組んでいる」と答える割合は56.4%（前回46.2%）であり、「地球環境のために太陽光発電など再生可能エネルギーの使用を推進している」と答える割合は53.8%（前回22.0%）となり、大きく割合が増えています。他の取組について答える割合も前回アンケート結果からいずれも10ポイント以上の上昇しており、

事業者の環境対策への取組が増加したことがうかがえます。



3 自然環境分野

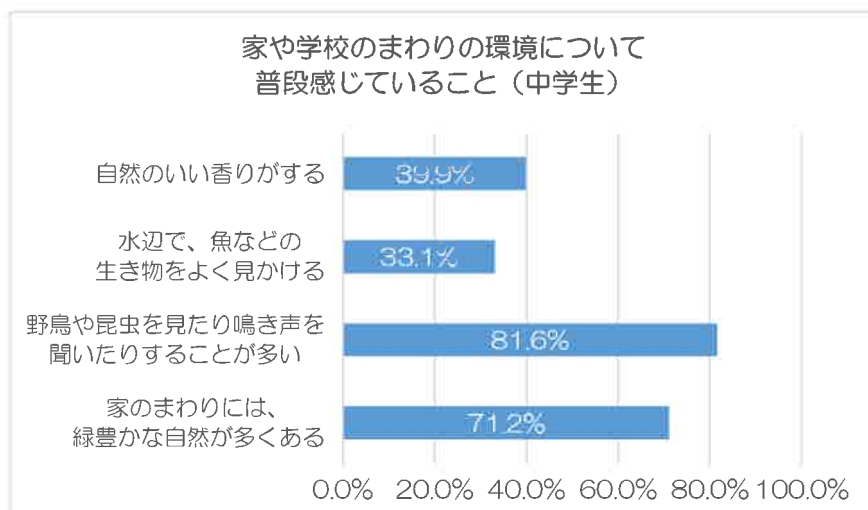
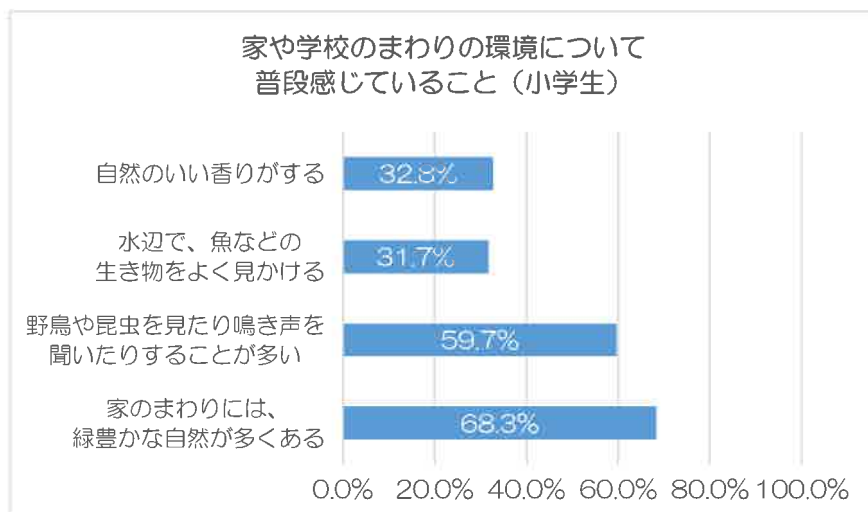
【市民アンケート】

市民アンケートで生活環境に関する満足度を問うたところ、「川や水路、ため池の水のきれいさ」に「満足」と答える割合は6.6%（前回6.6%）、「水辺や野山に生息する生物の豊かさ」に「満足」と答える割合は12.8%（前回10.7%）、「里山、森林の緑の豊かさ」に満足と答える割合は22.6%（前回21.5%）となっており、前回アンケート結果と変わらず、相対的に「川や水路、ため池の水のきれいさ」に「満足」と答える割合が少ない傾向があります。



【小中学生アンケート】

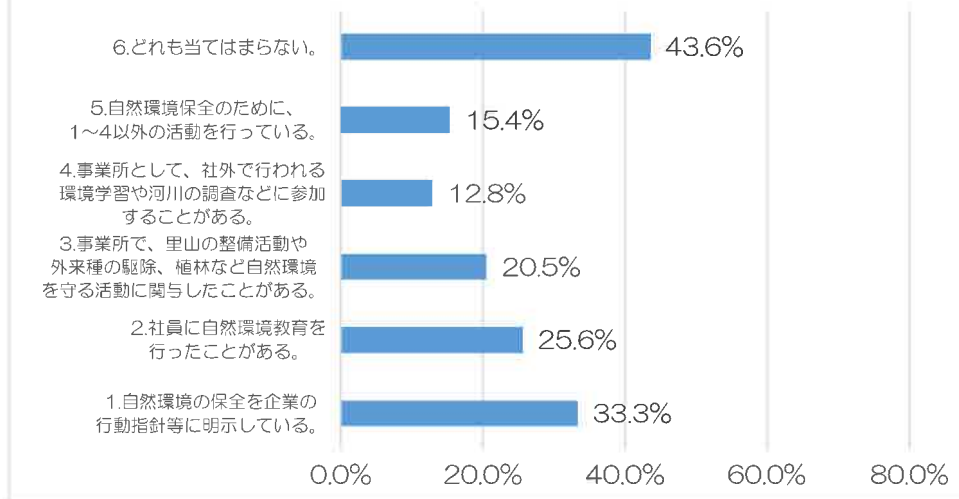
小中学生アンケートでは、「家のまわりには、緑豊かな自然が多くある」と答える割合は、小学生で68.3%（前回50.7%）、中学生で71.2%（前回66.3%）であり、「野鳥や昆虫を見たり鳴き声を聞いたりすることが多い」と答える割合は小学生で59.7%（前回55.4%）、中学生で81.6%（前回68.1%）となっています。



【事業者アンケート】

事業者アンケートで事業活動における自然環境への関わりについて問うたところ、「自然環境の保全を企業の行動指針等に明示している」と答える割合は 33.3%（前 22.0%）、「社員に自然環境教育を行ったことがある」と答える割合は 25.6%（前回 16.5%）、また、他の設問に対する回答割合が増加しており、自然環境への関わりを持とうとする事業者の割合が増加していることがうかがえます。しかし、「選択肢に示した項目のどれも当てはまらない」と答える割合は 43.6%（前回 56.0%）と減少しましたが、まだ高く、事業者の自然環境分野における取組を普及させていくことが課題です。

事業活動における自然環境への関わりについて

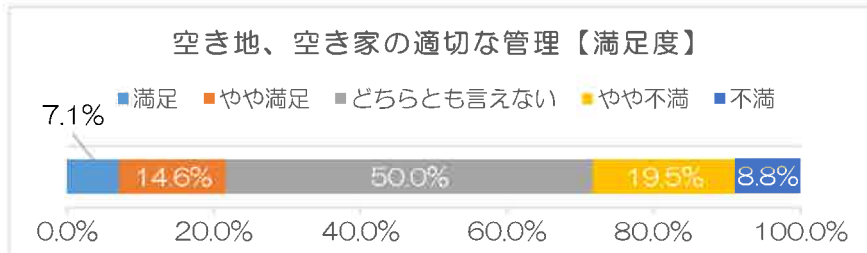


4 生活環境分野

【市民アンケート】

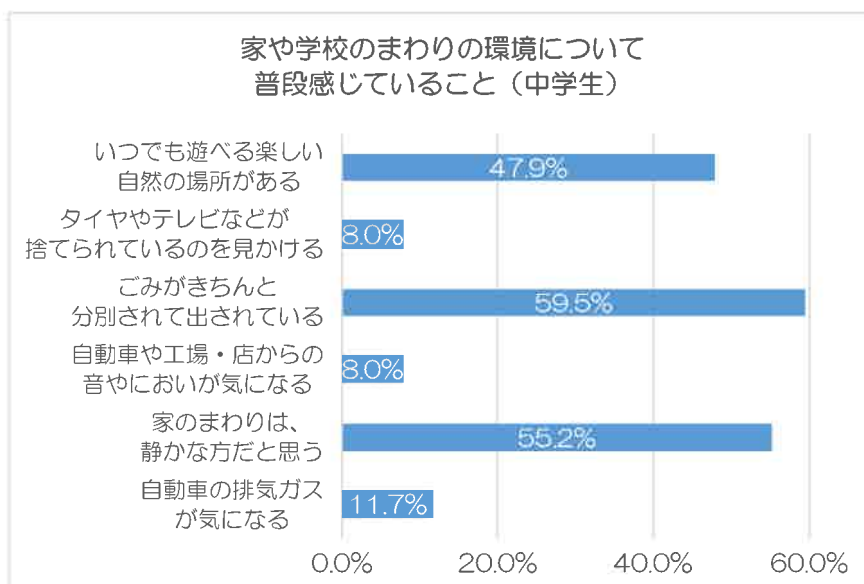
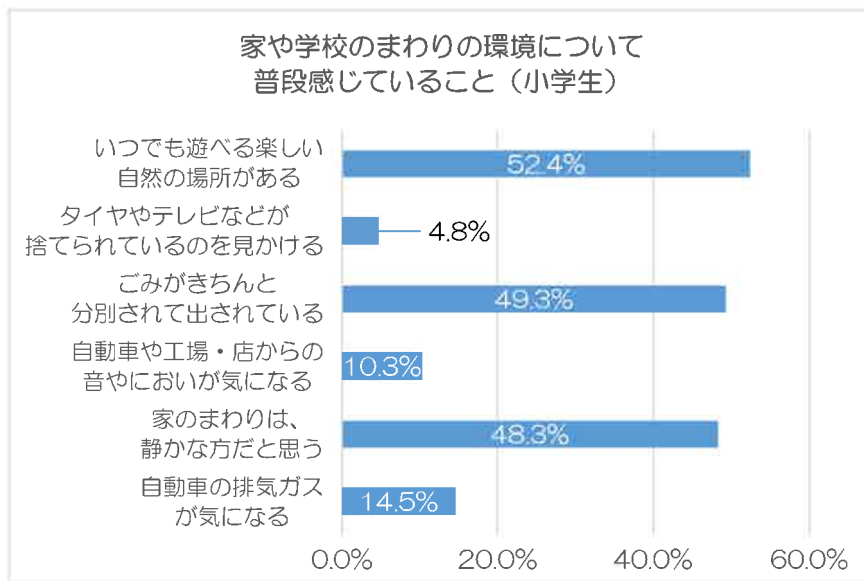
市民アンケートで生活環境に関する満足度を問うたところ、「生活環境を取り巻く騒音・振動・悪臭の少なさ」に「満足」と答える割合は 23.9%（前回 22.7%）、一方、「不満」と答える割合は 7.5%（前回 3.7%）となっています。また、「屋外での焼却（野焼き）などによる煙害の少なさ」に「満足」と答える割合は 17.3%（前回 15.9%）、一方「不満」と答える割合は 7.5%（前回 5.8%）となっています。

「空き家、空き地の適切な管理」に「満足」と答える割合は 7.1%（前回 3.2%）、「まちや住宅地の花や緑の豊かさ」に「満足」と答える割合は 18.1%（前回 16.6%）となっています。



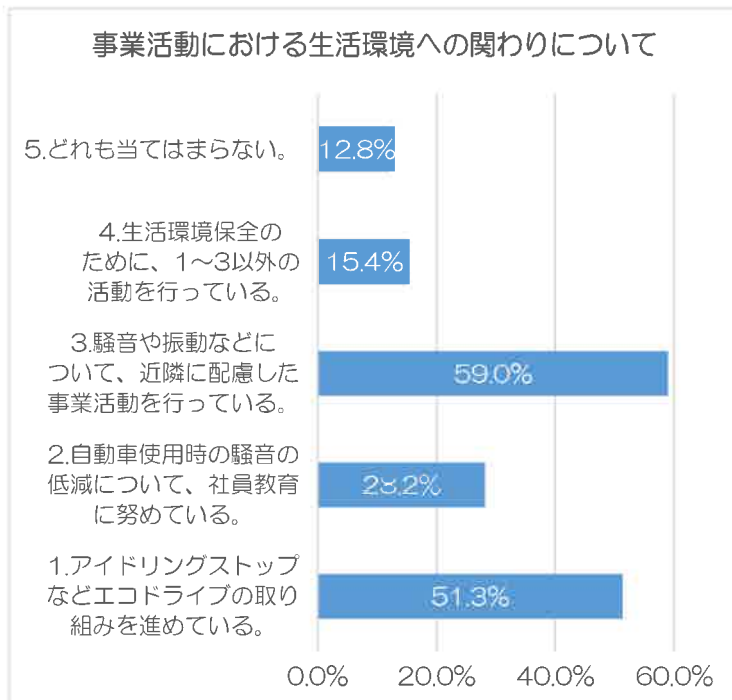
【小中学生アンケート】

小中学生アンケートでは、「自動車の排気ガスが気になる」と答える割合は小学生で14.5%（前回37.9%）、中学生で11.7%（前回20.4%）となっています。「家のまわりは、静かな方だと思う」と答える割合は、小学生で48.3%（前回48.6%）、中学生で55.2%（前回61.7%）、「自動車や工場・店からの音やにおいが気になる」と答える割合は小学生で10.3%（前回15.7%）、中学生で8.0%（前回9.2%）となっています。



【事業者アンケート】

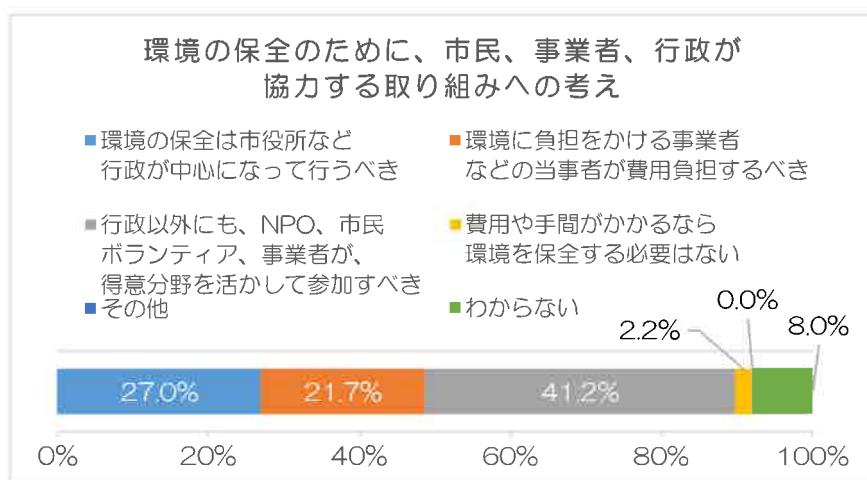
事業者アンケートで事業活動における生活環境への関わりについて問うたところ「騒音や振動などについて、近隣に配慮した事業活動を行っている。」と答える割合は59.0%（前回40.7%）、「アイドリングストップなどエコドライブの取り組みを進めている。」と答える割合は51.3%（前回45.1%）、「自動車使用時の騒音の低減について、社員教育に努めている。」と答える割合は28.2%（前回14.3%）となっています。前回アンケート時から、事業活動における生活環境への配慮する意識・取組が向上していることがうかがえます。



5 協働の推進・環境学習分野

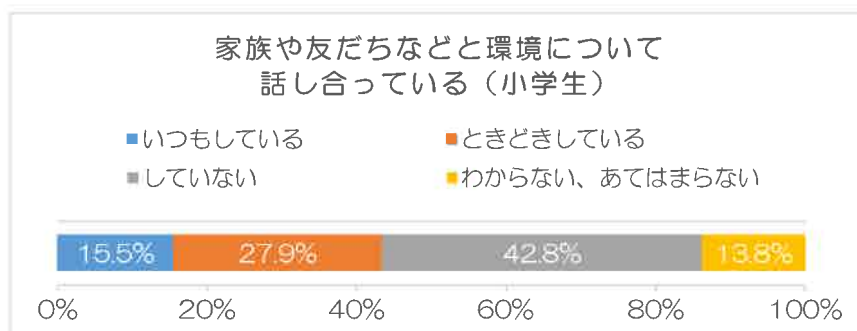
【市民アンケート】

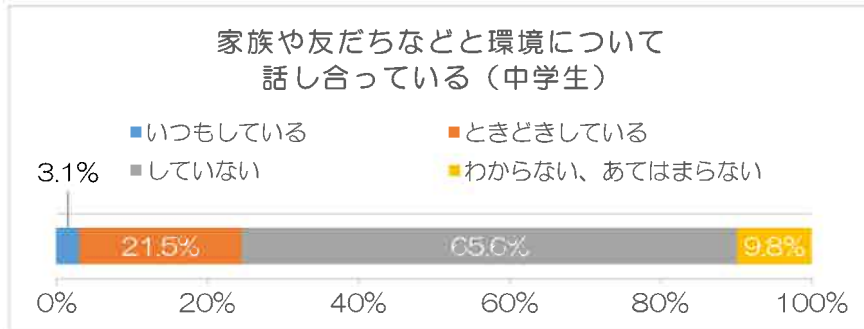
市民アンケート調査で、「環境の保全のために、市民、事業者、行政が協力して取り組む」という考え方について問うたところ、最も割合が高いのは、「行政以外にも、NPO、市民ボランティア、事業者が、得意分野を活かして参加すべき」で41.2%（前回49.2%）となっており、次いで「環境の保全は、市役所など行政が中心になって行うべき」が27.0%（前回20.5%）となっており、前回アンケート結果と順位傾向は変わりませんが、「行政が中心になって行うべき」の割合が増加しています。



【小中学生アンケート】

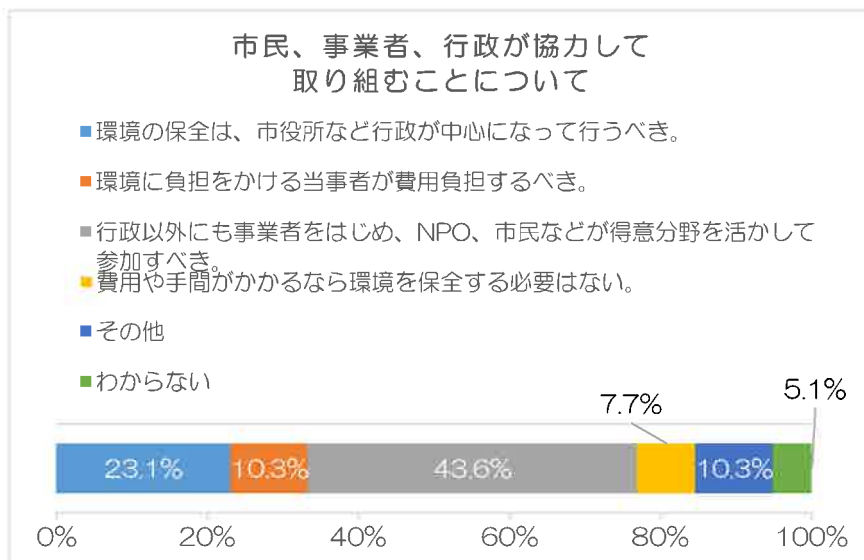
小中学生アンケートで、家族や友だちなどと環境について話し合っているかどうかを問うたところ、小学生で最も割合が高いのは、「していない」で42.8%（前回42.8%）となっており、次いで「ときどきしている」が27.9%（前回28.7%）となっています。中学生では、最も割合が高いのは、「していない」で65.6%（前回47.7%）となっており、次いで「ときどきしている」が21.5%（前回20.2%）となっています。





【事業者アンケート】

事業者アンケートで「市民、事業者、行政が協力して取り組むことについて」問うたところ「行政以外にも事業者をはじめ、NPO、市民などが得意分野を活かして参加すべき。」と答える割合は 43.6%（前回 54.9%）、次いで「環境の保全は、市役所など行政が中心になって行うべき。」と答える割合は 23.1%（前回 17.6%）となっています。前回アンケートと順位傾向は変わりませんが、「市役所など行政が中心になって行うべき」の割合が増加しています。



3. 加東市環境基本条例

○加東市環境基本条例

平成21年3月27日

条例第14号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条・第11条）

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策（第12条—第24条）

第3章 地球環境保全の推進等（第25条・第26条）

第4章 環境審議会（第27条・第28条）

附則

前文

わたしたちの加東市は、緑豊かな山々と川と湖の美しい自然の恵みを受け、伝統と文化を守りながら発展を続けてきた。

しかし、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、今やその影響は地域の環境のみならず、地球環境全体に及ぶまでに至っている。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境のもとに生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、わたしたちの願いであり、責務でもある。

このため、わたしたちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえない地球に生きるものの一員としての自覚を持ち、地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方に立ち、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任のもとに相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、

環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造（以下「環境の保全と創造」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、すべての主体の参画と協働のもとに、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる環境をいう。この場合において「環境」とは、生活環境、自然環境及び文化歴史環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全と創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを受るととも

に、この環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、現在及び将来の市民が、豊かな自然環境の中で、健康で文化的な生活が確保できるよう、市の自然的かつ社会的豊かさを活かし、市民及び事業者との協力のもとに環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らその社会経済活動に際して環境の保全と創造に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全と創造に資する取組みの支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、地域社会の構成員であることを自覚し、持続的発展の可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に資する施策及び市民が行う環境の保全と創造に関する活動に参画し、協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等による環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

(各主体の協働)

第7条 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協

働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第9条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康と文化的な生活が保護され、生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、並びに安全でゆとりある快適な環境を創造し、確保すること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により、豊かな生態系が保持されるとともに、環境緑地、河川等の水辺地、農地、里山等の自然環境の保全を図り、人と自然との豊かなふれあいの場が保たれること。
- (3) 環境に配慮した地域づくりを協働と参画により推進し、安全で良好な地域環境が形成されること。
- (4) 歴史的環境、文化的遺産及び教育施設環境の保護その他文化環境を保全するとともに活用し、自然環境と一体となった地域性豊かな景観の確保並びに文化環境を創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、自然エネルギーの利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全と創造に関する総合的な施策の展開に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第27条に規定する加東市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境配慮の実施状況を把握して環境の保全を優先するよう努めるものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について、適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市長は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 市長は、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が行う環境への負担の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、環境への負担の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第15条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、

市民の環境及び生活に関する意見を充分反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第16条 市長は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

2 市長は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第17条 市長は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及び民間団体の参加、協力等が得られるよう努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第18条 市長は、環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が、人と環境の関わり合い等の基本的な知識を習得するとともに、環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第19条 市長は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第20条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市長は、市民、事業者及び民間団体が環境に関する理解を深め、環境の保全と

創造のための適切な活動を行うことを促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市長は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組みを必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市長は、市民及び事業者と連携を図りながら協力するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

第3章 地球環境保全の推進等

(地球環境保全への取組み)

第25条 市長は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市民、事業者及び民間団体は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第26条 市長は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、加東市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第28条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(加東市良好な環境の保全に関する条例の一部改正)

- 2 加東市良好な環境の保全に関する条例（平成18年加東市条例第136号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(加東市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例の一部改正)

- 3 加東市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例（平成19年加東市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4. 第2次加東市環境基本計画の見直しの経過

令和7年度

会議等名称	実施内容
第1回加東市環境市民会議 (R7.7.15 開催)	計画の見直し及び更新に関する概要、スケジュール等について説明を行いました。 見直し及び更新に係る市民等アンケート調査について、意見交換を行いました。
市民等アンケート調査 (R7.6.13 ~ 実施)	市民、小中学生、事業者を対象にアンケート調査を実施し、対象者の方の現状に対する環境意識やニーズ等を把握しました。
関係部署の方向性確認 (R7.8.20 ~ R7.9.3 実施)	関係部署を対象に、実施している環境施策や今後の方向性について、関係する計画の方向性等を踏まえて、確認しました。
第2回加東市環境市民会議 (R7.10.29 開催)	計画（現行基本計画）の基本取組についてのグループワークを行いました。
第3回加東市環境市民会議 (R7.12.18 開催)	計画 中間見直し（素案）について、協議・意見交換を行いました。
第1回策定委員会 (R8.1.5 開催)	計画 中間見直し（素案）の説明を行い、素案の確認、意見を求めました。
加東市議会 総務文教常任委員会 (R8.1.8 開催)	計画 中間見直し（素案）について説明を行いました。
パブリックコメント (R8.1.19~R8.2.17 実施)	計画 中間見直し（素案）を公表し、市民等に広く意見を求めました。
環境審議会委員への意見照会 (R8.1.19~R8.2.19 実施)	計画 中間見直し（素案）について意見照会を行いました。
第2回策定委員会 (R8.3.16 開催)	パブリックコメントに対する対応及び計画 中間見直し（案）について説明を行い、確認と意見を求めました。
第3回加東市環境審議会 (R8.3.26 開催)	計画 中間見直し（案）について説明を行い、計画策定に関する諮問への答申を求めました。



加東市環境市民会議

「実現に向けた数値目標」の見直し内容と理由について

(1) 廃棄物分野

指標名	指標の考え方	基準値	実績値	目標値	変更理由
市民1人1日当たりのごみ排出量	生活系ごみ、事業系ごみを合わせたごみ排出量（資源化量も含む）	734 g (平成30年度)	725 g (令和5年度)	712 710 g	現状の数値に即した数値を目標値としたため。
市民1人1日当たりの資源化量	資源として排出された1人1日当たりの資源物の量（拠点回収、店頭回収、集団回収を含む）	99 g (平成30年度)	88 g (令和5年度)	88 449 g	
リサイクル率	ごみの排出量に占める資源化量の割合	13.5% (平成30年度)	12.2% (令和5年度)	12.4 20.0%	
ごみ学習会開催回数 (移動)協働の推進・環境学習分野へ	ごみの減量やリサイクルに関する学習会の年間開催回数	89回 (令和元年度)	—	400回	地域環境推進協議会（旧：保健衛生推進協議会）と「協働」して取り組んでいくため。

(2) 地球環境分野

指標名	指標の考え方	基準値	実績値	目標値	変更理由
公共施設からの温室効果ガス排出量	市役所を含む市公共施設からの温室効果ガス年間総排出量	4,831 3,473 t-CO ₂ (令和元3年度)	4,088 t-CO ₂ (令和6年度)	3,382 t-CO ₂ (Δ30%) 年平均1%以上削減	加東市温暖化対策実行計画の目標との整合。 R9 Δ20%
市役所エコカー導入台数	ハイブリッド車、電気自動車などの公用車としての累計導入台数	46台 (令和2年度)	82台 (令和6年度)	100 76台	現状の数値に即した数値を目標値としたため。
市内家庭への太陽光発電設備設置率	集合住宅、空家を除く市内住宅への太陽光発電設備累計導入率	13.85% (令和2年6月)	17.34% (令和6年度)	年平均1%以上向上	—
うちエコ診断受診者数	うちエコ診断を受診した市民の年間人数	59人 (令和元年度)	107人 (令和6年度)	100 450人	第2次加東市総合計画-後期基本計画との整合
気候変動適応策情報発信数	集中豪雨への注意喚起や熱中症予防などに関して、イベントや広報物などで情報発信した年間事業数	10件事業 (令和2年度)	19件 (令和6年度)	15件事業	現状の数値に即した数値を目標値としたため。

(3) 自然環境分野

指標名	指標の考え方	基準値	実績値	目標値	変更理由
バッファゾーン整備延長	バッファゾーン整備の累計施工延長	21,780m (令和6年度)	—	31,000m	森林パトロール実施回数より適切な指標であるバッファゾーン整備延長に変更する。
森林パトロール実施回数 (削除)	森林管理巡視員による森林パトロール年間実施回数	98回 (令和元年度)	—	104回	
地域計画人・農地プラン策定数	地域計画人・農地プランの累計策定件数	37 地区 (令和5年度)	48 地区 (令和6年度)	79 地区 77件	令和5年度に農業経営強化促進法の改正に伴い、名称が変更になったため。
多面的機能支払交付金活用組織数	多面的機能支払交付金の年間活用組織数	76 組織 (令和元年度)	76 組織 (令和6年度)	76 組織 79件	現状の数値に即した数値を目標値としたため。
有害鳥獣侵入防護柵(金網柵)施工延長	有害鳥獣侵入防護柵(金網柵)の累計施工延長	71,869 103,617m (令和6年度)	—	82,802 120,000m	指標の明確化
歴史・文化に関する情報発信回数 (削除)	市の歴史文化遺産に関する年間情報発信回数	87回 (令和元年度)	—	93回	目標はすでに達成し、本計画で指標管理するほど環境分野との相関が高くないため削除。

(4) 生活環境分野

指標名	指標の考え方	基準値	実績値	目標値	変更理由
騒音、振動、悪臭に関する苦情件数	騒音、振動、悪臭に関する年間苦情件数	10 件 (令和元年度)	42 件 (令和6年度)	24 8件	直近の苦情件数を考慮した目標値の変更
管理不全な空家等の解消件数	危険性の高い空家、工作物などの解体等による年間解消累計件数	40 件 (令和元年度)	8 件 (令和6年度)	年10件削減	課題解決取組に対し、直接的な指標にするため。
不法投棄防止地区指定数	不法投棄防止地区の指定地区数	89 地区 (令和元年度)	92 地区 (令和6年度)	96 地区	—
クリーンキャンペーン実施回数	クリーンキャンペーンの年間実施回数	182 回 (令和元年度)	275 回 (令和6年度)	300 200回	現状の275回を達成しており、さらに活動の活性化を目指すため。
花苗配布数	地区等への年間花苗配布数	37,800本 (令和元年度)	37,800本 (令和元年度)	37,800本	環境に配慮しプラスチックプランターの花苗配布を令和7年度から廃止したため、活動指標を緑化活動取組件数に変更
緑化活動取組件数	緑化活動に取り組む自治会等数	79 件 (令和6年度)	—	79 件	

(5) 協働の推進・環境学習分野

指標名	指標の考え方	基準値	実績値	目標値	変更理由
環境関連イベント実施回数	環境学習会や自然観察会などの環境関連イベントの年間開催回数	7回 (令和元年度)	13回 (令和6年度)	10回	—
環境関連情報発信回数	環境関連イベントや取組などに関する年間情報発信回数	27回 (令和元年度)	43回 (令和6年度)	45 35 回	現在の目標値は達成しており、市HPやSNS等を活用した情報発信を更に行っていくため。
市内教育施設での環境出前講座実施回数	市内認定こども園や小中学校などでの環境に関する出前講座の年間実施回数	3回 (令和元年度)	7回 (令和6年度)	14 5 回	幼少期からの環境教育を拡充するとともに、かとう環境パートナーシップ倶楽部会員と協力し実施することで認知度向上を図るため。
ごみ学習会開催回数 (移動) 廃棄物分野から	ごみの減量やリサイクルに関する学習会の年間開催回数	89回 (令和元年度)	74回 (令和6年度)	100回	廃棄物分野から移動
環境まちづくり会議実施回数	環境まちづくり会議の年間実施回数	—	—	4回	現状の取組に即した指標とするため。
三者のパートナーシップによる連絡会議等開催回数	市民団体及び事業者との環境関連施策に関する連絡会議等の年間開催回数	19回 (令和6年度)	—	18回	

諮問書及び答申書

【諮問書】

諮問第24号

加東市環境審議会

第2次加東市環境基本計画（中間見直し版）の策定について（諮問）

第2次加東市環境基本計画（中間見直し版）を定めたので、加東市環境基本条例（平成21年加東市条例第14号）第10条第3項の規定により諮問します。

令和8年3月18日

加東市長 岩根 正

【答申書】

令和8年3月26日

加東市長 岩根 正 様

加東市環境審議会
会長 長谷川 均

加東市環境基本計画の策定について（答申）

令和8年3月18日付け諮問第24号について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 第2次加東市環境基本計画（中間見直し版）（案）について、妥当であると認める。
- 2 付帯意見
本計画の推進に当たっては、以下の事項について特段の配慮をされたい。
(1) 予算確保の困難などにより環境政策を後退させることがないように努めること。

加東市環境基本計画策定委員会、検討委員会 委員構成

部課名	策定委員会 (部長級)	検討委員会 (課長級)	
副市長	○	-	
技監	○	-	
議会事務局	○	○	
秘書広報課	-	○	
まちづくり 政策部	○	デジタル推進課	○
		企画政策課	○
		まちづくり創造課	○
		人事課	○
総務財政部	○	総務財政課	○
		管財課	○
		税務課	○
		防災課	○
市民協働部	○	市民課	○
		保険医療課	○
		生活環境課	○
		人権協働課	○
健康福祉部	○	福祉総務課	○
		社会福祉課	○
		高齢介護課	○
		健康課	○
産業振興部	○	農政課	○
		農地整備課	○
		商工観光課	○
都市整備部	○	都市政策課	○
		土木課	○
上下水道部	○	管理課	○
		工務課	○
教育委員会 事務局 教育振興部	○	教育総務課	○
		生涯学習課	○
		中央図書館	○
教育委員会 事務局 こども未来部	○	小中一貫教育推進室	○
		学校教育課	○
		発達サポートセンター	○
		こども教育課	○
病院事業部 事務局	○	総務課	○
		医事課	○
会計課	○	○	
委員会事務局	○	○	

加東市環境審議会 委員構成

区 分	審議会役職	所 属	氏 名
学識経験者			渥美 茂明
		みのり農業協同組合	池田 康
各種団体の 役職員		加東市区長会代表区長（社地域）	松下 有一
	会長	加東市区長会区長（滝野地域）	長谷川 均
		加東市区長会区長（東条地域）	吉田 秋広
		加東市農業委員会	小西 輝明
		加東市商工会	重松 貴純
		加東市花と緑の協会	壺井 幸次郎
		加東市連合婦人会	竹内 貞美
	加東市地域環境推進協議会	西山 俊之	
関係行政 機関の職員		兵庫県北播磨県民局	小坂 和也

加東市環境市民会議 委員構成

区 分	市民会議役職	所 属	氏 名
学識経験を有する者	委員長	国立大学法人兵庫教育大学	小和田 善之
		公立大学法人兵庫県立大学	中嶋 一憲
地域の代表者		加東市区長会区長（社地域）	中嶋 博行
		加東市区長会区長（滝野地域）	芹生 泰博
	副委員長	加東市区長会区長（東条地域）	山田 守
市民を代表する各種団体の役員		加東市連合婦人会	竹内 貞美
		加東市地域環境推進協議会	新海 広明
		加東市観光ボランティア	前田 昭美
		加東市児童館子育てグループ	富森 彩佳
		加東市花と緑の協会	藤本 辰男
	副委員長	加東エコ隊	芹生 強
		加東エコ隊	近松 照芳
		加東ライオンズクラブ	竹中 和彦
市内の事業者		加東市商工会 青年部	小林 大貴
		加東市商工会 女性部	大富 千晶
		社会福祉法人加東市社会福祉協議会	竹内 沙彩
		一般社団法人加東市観光協会	長谷川 妙子
		吉川ロイヤルゴルフクラブ	庄司 寛
		アスカカンパニー株式会社	小薮 準也
	副委員長	兵庫県立やしらの森公園	余部 衛
市長が必要と認める者		第10期兵庫県地球温暖化防止活動推進員	藤原 康子
		第10期兵庫県地球温暖化防止活動推進員	山口 廣子

第2次加東市環境基本計画（中間見直し版）

発行 兵庫県加東市

令和8年3月

〒673-1493 加東市社 50 番地

TEL：0795-43-0502 FAX：0795-42-5282

E-MAIL：seikatsu-kankyo@city.kato.lg.jp

編集 加東市 市民協働部 生活環境課